

議案第52号

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例について

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4年12月 6日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、マイナンバーカード利活用のためコンビニエンスストア等に設置されている自動交付機において発行する各種証明書の発行手数料を減額することに伴い、みやき町証明等手数料条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例

みやき町証明等手数料条例（平成17年みやき町条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中「

磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付	1 通につき	450円
--	--------	------

」を「

磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付	1 通につき	450円 （自動交付機による交付（本町の電子計算組織（本町の使用に係る電子計算機を電子通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電子通信回線で接続された端末装置であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明等を交付する機能を有するものを介して行う証明書の交付をいう。以下同じ。）の場合にあっては、1 通につき350円）
--	--------	---

」に改め、同表住民票・戸籍附票の謄本又は抄本の交付の項を次のように改める。

住民票・戸籍附票の謄本又は抄本の交付	1 通につき	300円 （自動交付機による交付の場合にあっては、1 通につき200円）
--------------------	--------	---

別表印鑑登録証明書の項を次のように改める。

印鑑登録証明書	1 通につき	300円 （自動交付機による交付の場合にあっては、1 通につき200円）
---------	--------	---

附 則

この条例は、令和5年1月5日から施行する。

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付	1通につき 450円	磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付	1通につき 450円 <u>（自動交付機による交付（本町の電子計算組織（本町の使用に係る電子計算機を電子通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電子通信回線で接続された端末装置であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明等を交付する機能を有するものを介して行う証明書の交付をいう。以下同じ。）の場合にあつては、1通につき350円）</u>
磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の	1通につき 750円	磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の	1通につき 750円

改正前			改正後		
交付又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付			交付又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付		
(略)			(略)		
不在籍証明	1件につき	300円	不在籍証明	1件につき	300円
住民票・戸籍附票の謄本又は抄本の交付	1通につき	300円	住民票・戸籍附票の謄本又は抄本の交付	1通につき <u>300円</u> (自動交付機による交付の場合にあっては、 <u>1通につき200円</u>)	
不在住証明	1件につき	300円	不在住証明	1件につき	300円
(略)			(略)		
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき	300円	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき	300円

改正前			改正後		
印鑑登録証明書	1通につき	300円	印鑑登録証明書	1通につき 300円 (自動交付機による交付の場合にあっては、1通につき200円)	
印鑑登録証再交付	1件につき	500円	印鑑登録証再交付	1件につき	500円
(略)			(略)		